

パブリックコメントへの対応について

1. 実施期間

平成26年6月10日（火）～平成26年7月10日（木）

2. 実施方法

鳥栖市ホームページ、こども育成課、生涯学習課にて各種基準等の概要資料配布

3. 提出意見

○提出者：7人、1グループ ○件数：37件 ○提出方法：電子メール22件、持参8件、ファックス7件、郵送0件

4. 意見の内容及び市の考え方

意見番号	項目	意見の内容	市の考え方
No.1		利用人数のみで、指導員数を決めるのではなく、子ども個性により、必要と思われる場合は、増員しなげなければならない。	支援の単位ごとに「2人」ではなく「2人以上」と定めるものであり、放課後児童健全育成事業所の状況に応じて放課後児童健全育成事業者の判断で3人以上の配置や必要に応じた増員等の対応ができるようにしたものです。最低基準ですので、定めた人数が確保できないと事業の実施自体ができなくなりま
No.2	【放課後児童健全育成事業】 ・職員（放課後児童支援員）数	単位ごとの職員は国の最低基準である2名より多い人数を最低基準としたそれ以上の指導員数であると共に、支援を必要とする子どもにも対応できるような指導員数にしてほしい。	す。あくまでも最低の基準ですので、国の基準どおり「支援の単位ごとに2人以上」としたいと考えます。
No.3		子どもの個性、特異性に応じて指導員の対応にも支障が出てくる為、必要と思われる場合は増員にもすぐ対応する。	
No.4		子どものトラブル、ケガ防止、生活指導のためには、支援の単位ごとに最低3人の職員は必要。	

意見番号	項目	意見の内容	市の考え方
No. 5		指導員確保のための何らかの方策をお願いしたい。	ご意見につきましては、本基準に反映できる内容ではありませんが、指導員確保のための対応策は、重要な課題と認識しています。
No. 6		男性指導員を増やす対応策をとる。長く勤務できる雇用体制を整える。	
No. 7	【放課後児童健全育成事業】 ・職員（放課後児童支援員）数	高学年受け入れも視野に入れ、男性指導員を増やし、長く働きやすい環境、雇用体制を確保する。	
No. 8		支援を必要とする子どもの専任職員の配置	放課後児童支援員の配置につきましては、国が安心して支援できるとした基準ですので、その基準にそって支援員の配置を考えております。
No. 9		固定式の仕切りで区切られた保育室の中で、児童数30人以下とする。	鳥栖市は県内の他市町と異なり、児童数・事業の利用率が増加していることから、待機児童をなるべく少なくすることを優先する必要があります。
No. 10		30人以下が生活の場にふさわしい規模。	また、すぐに分設や新設が出来ない場合もあることから、柔軟に対応できる基準とする必要があると考えます。
No. 11	【放課後児童健全育成事業】 ・支援の単位	支援を要する子の対応を考え、支援の単位を構成する児童の数は「おおむね30人以下」とする。	このことから、国の基準どおりの「おおむね40人以下」とします。
No. 12		支援の単位は「おおむね40人以下」の「おおむね」を削除し、「定員」に表えるべき。	
No. 13		保育室は部屋として確保され、児童数は30名以下とする	
No. 14		参酌すべき基準ではいけない。このスペース問題をクリアしないと6年生までの受入れは出来ない。	「参酌すべき基準」かどうかは、国で定められています。

意見番号	項目	意見の内容	市の考え方
No. 15		体調の悪い子どもが安心して、ゆっくりと休める専用の部屋が必要。	静養区画の設置方法は、各事業所、各クラブの実情に応じたものとすべきと考えます。
No. 16		各なかよし会に横たわれる、静養室（個室）を設ける。	小学校の余裕教室を利用しているクラブは、個室を設けることはまず不可能ですが、例えば、パーテーション等を用いて区分するなどの対策が必要と考えます。
No. 17		健康面、支援を要する子どもへの対応のため、静養室（個室）等、子どもたちの落ち着ける場所の設置。	
No. 18		夏休みの長時間利用や支援を要する子への対応のため、区切られた静養室が必要	
No. 19	【放課後児童健全育成事業】 ・設備の基準	体調不良の子の安静にする場、支援が必要な子どものクールダウンの場としての静養専門部屋の確保	
No. 20		不審者対策として逃げ口の確保のため、玄関とは別の出入口（勝手口）を設ける。	放課後児童健全育成事業者は、放課後健全育成事業所ごとに緊急時等における対応方法や非常災害対策を定めておかなければならない旨基準で規定します。不審者対策を含め、日頃からの対策が重要と考えます。
No. 21		勝手口の設置	
No. 22		火災、不審者侵入等、緊急を要する場合の安全確保のため、2箇所の出入り口と掃き出し窓の確保	
No. 23		防犯カメラの導入	最低基準には定めませんが、事業実施に当たったのご意見として承ります。 なお、小学校内には防犯カメラが設置されています。

意見番号	項目	意見の内容	市の考え方
No. 24		子ども達が使う床面積は、トイレ・玄関・ロッカー・押入れ等を除くスペースで国の基準1・65平方メートル以上を確保する。増設する。	専用区画面積には、玄関・トイレなどの供用面積は含まれていません。
No. 25		専用区画面積は、玄関、トイレ、台所、洗面所、収納場所等の供用場所を除いて、国の基準を確保。	努力義務としていますが、国の基準どおりとし、既存のクラブで基準を満たしていないクラブもあることから、5年間の経過措置を設けたいと考えます。
No. 26	【放課後児童健全育成事業】 ・設備の基準	国の基準である児童1人につき「おおむね1.65㎡以上」という最低基準より、もっと広い最低基準としたそれ以上の広さを望む。	
No. 27		子どもたちが使う床面積は、国の基準1.65㎡以上を確保する。	
No. 28		トイレや炊事場、倉庫などを面積部分から外し単純に子供たちの活動スペースでの計算で算出し、努力義務でなく、義務としてほしい。	
No. 29	【放課後児童健全育成事業】 ・基準全体	学童保育の条例制定が、国の基準を上回るよりよい基準となるようお願いする。	基本、国の基準どおりと考えます。

意見番号	項目	意見の内容	市の考え方
No. 30	※基準外の放課後児童健全育成事業に関するご意見・ご要望	学童保育所を増設の時は、設計の段階から指導員の意見を聞き、要望を取り入れてほしい。	たくさんのご意見ご要望ありがとうございます。昨年度建設した際には、運営団体の職員や該当なかよひ会の指導員に設計の段階から意見をいただきましたが、建設をいたしました。今後も改築等の場合を含め指導員の意見を聞き、設備の充実に努めます。
No. 31		増設時には設計の段階から指導員の意見を聞き、要望等を取り入れてほしい。	
No. 32		新設・改築等、現場の意見を取り入れしてほしい。	
No. 33		利用人数の増加により、建物を借りて運営しているなかよひ会があるが、非常階段がなく、緊急時に不安がある。対策をお願いしたい。	事業実施に当たってのご意見として承ります。
No. 34		なかよひ会の運営に関わる全ての人は、各なかよひ会の施設等の視察、現状の把握等を確認してほしい。	
No. 35		各なかよひ会（子どもが来所して利用している時間）に視察して頂いて現場を見て指導員とお話をして施設の充実をお願いします。余分なスペース（例えばペラング）を部屋にして広くするなど要望を取り入れて欲しいと思います。今現在詰め込んで増やしている状態で危険が多い。	
No. 36		パブリックコメントの募集以前に、学童保育に関わる者から意見を聞かなかったのか。十分な参酌をするにあたり、実際に子供たちが日々どのような環境のもと、過ごしているか、必ず見てほしい。	
No. 37		条例が制定されるまでの手順を知りたい。	パブリックコメントを経て条例案を決定、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表、法制審査を経て、9月議会に上程し、可決後条例制定。